

インボイス制度説明会

消費税の基本的な仕組みとインボイス制度

令和4年12月

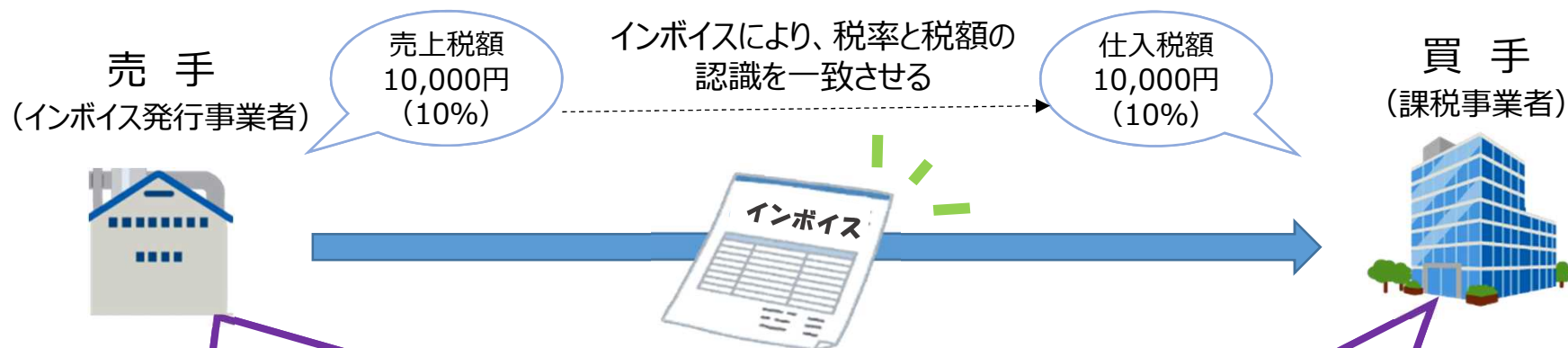
関東信越国税局 課税第二部 消費税課

○ 「インボイス制度」の概要

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

「インボイス制度」

ポイント 1 令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。



ポイント 2

買手のためにインボイスを交付

- ※ 事前に登録手続が必要
- ※ 登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要となります**

ポイント 3

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

インボイス制度の正式名称
= 適格請求書等保存方式

○ 「インボイス制度」の疑問

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

A社



- ・ぬいぐるみ工房を経営
- ・作ったぬいぐるみを、町の雑貨屋B社へ、販売している
- ・これまで消費税の申告を行ったことがない（免税事業者）
※前々年度の課税売上げ：600万円

A社さんの売上先
(課税事業者)



疑問1

仕入税額控除ってなに？

疑問2

当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・

疑問3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



疑問4

登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問5

インボイスって
どう作ればいいの？

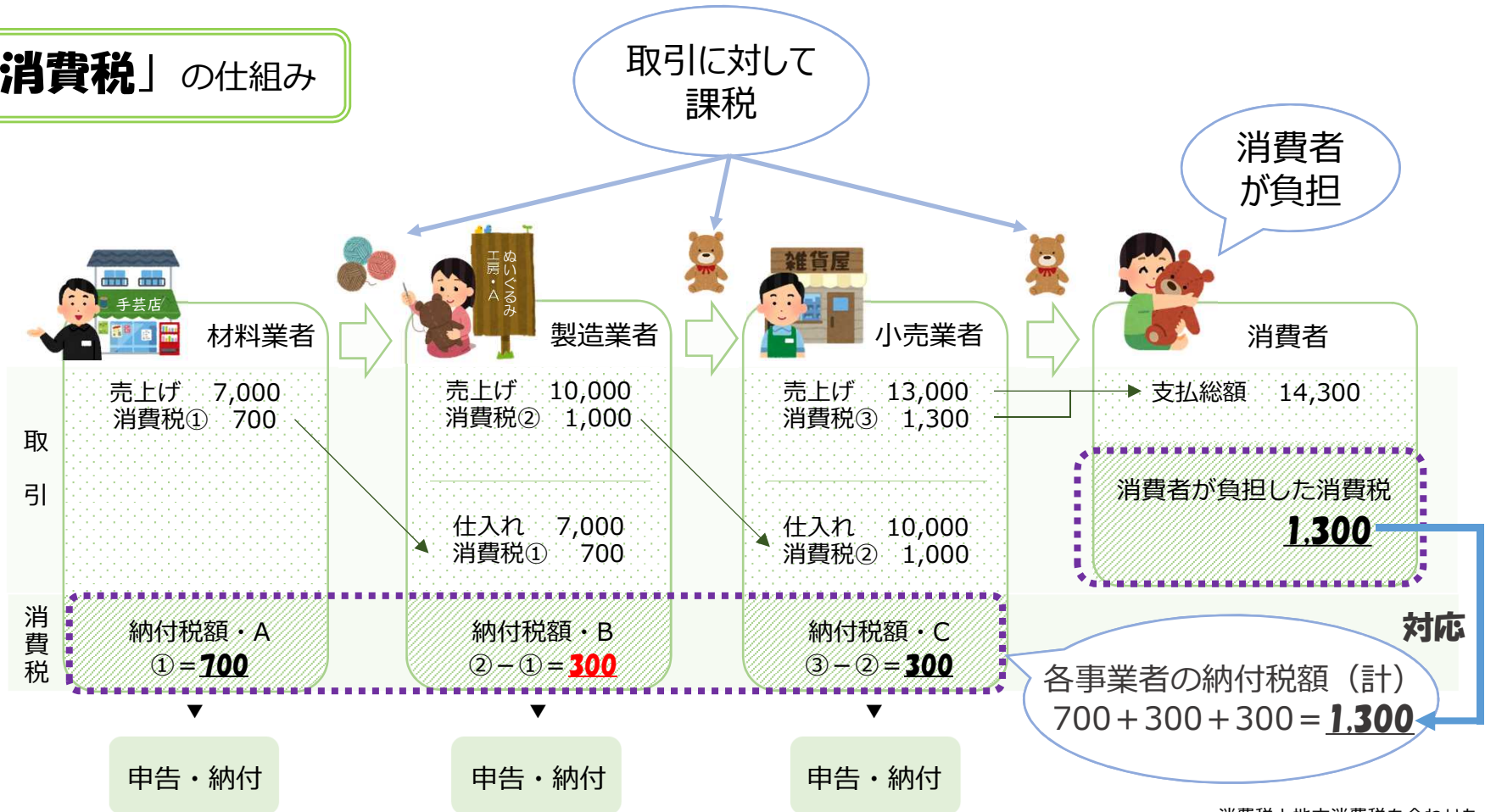


まずは、消費税の仕組みから・・・

○ 消費税の基本的な仕組み

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

「消費税」の仕組み



各事業者の納付税額 (計)
700 + 300 + 300 = **1,300**

消費税と地方消費税を合わせた
税率 (10%) で計算しています。
(単位: 円)

事業者が
申告・納付

申告・納付が必要な事業者は？

○ 消費税の基本的な仕組み

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

申告・納付が必要な事業者

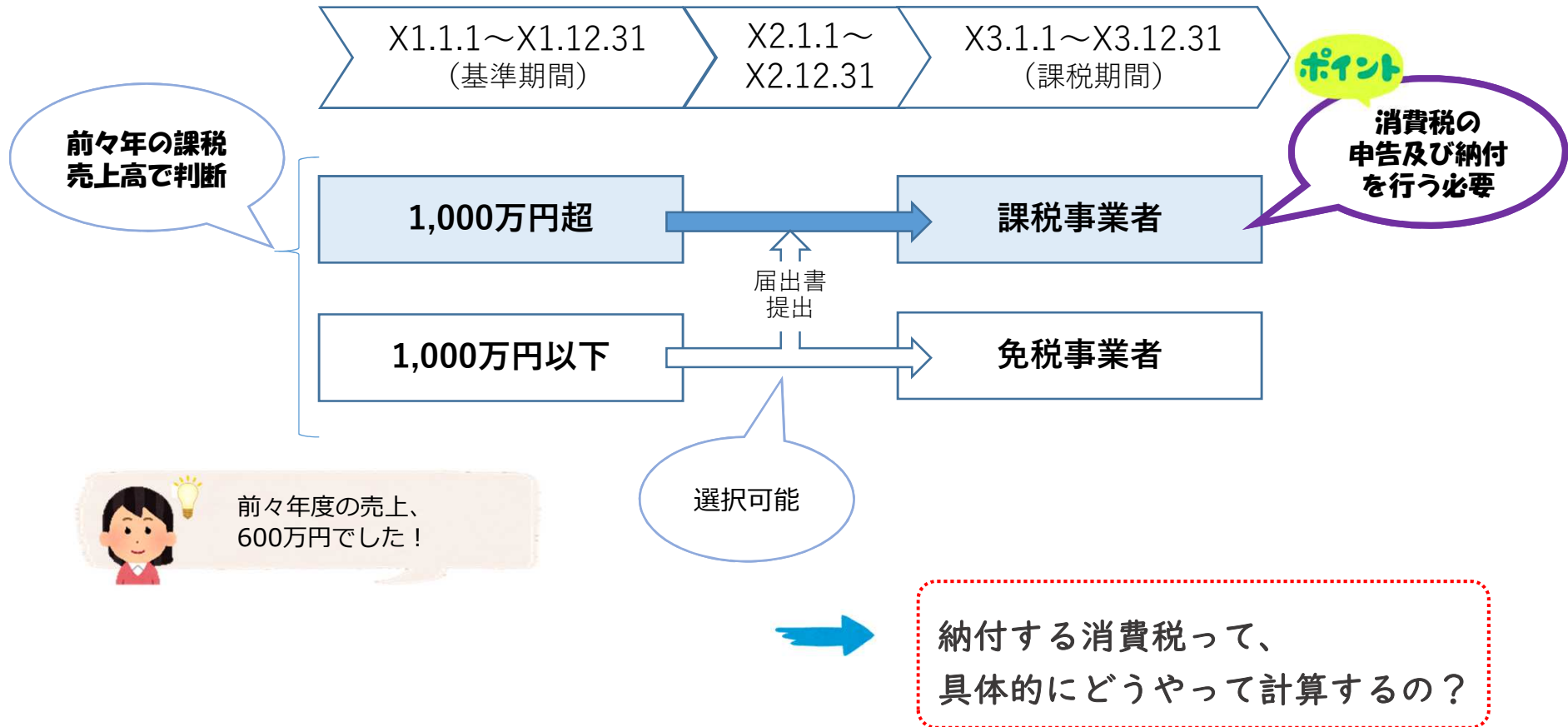
例：個人事業者や12月末決算の法人（事業年度1年）

【課税期間】

納付する消費税額の計算の基礎となる期間
原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度

【基準期間】

原則、個人事業者は課税期間の前々年、
法人は前々事業年度



○ 消費税の基本的な仕組み（仕入税額控除）

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

計算方法

- ・商品の販売
- ・サービスの提供
など

- ・商品の仕入れ代金
- ・外注費
- ・事務所の家賃
など

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(売上税額)} & - & \text{(仕入税額)} \end{array} = \text{納付する税額} \text{(納付税額)}$$



疑問！

仕入税額控除ってなに？

ポイント

差し引く計算が
仕入税額控除

ただし…

仕入税額控除には **請求書等**
と帳簿の保存が必要

令和5年
9月まで

現行

区分記載請求書

事業者（免税事業者
含む）が交付するもの

令和5年
10月以降

インボイス
制度後

インボイス

登録を受けたインボイス
発行事業者（課税事業者）
が交付するもの



「インボイス」を
交付するには登録が
必要なんです！

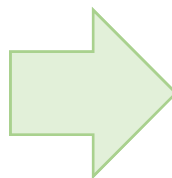
○ 登録しない場合の取引先への影響

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ



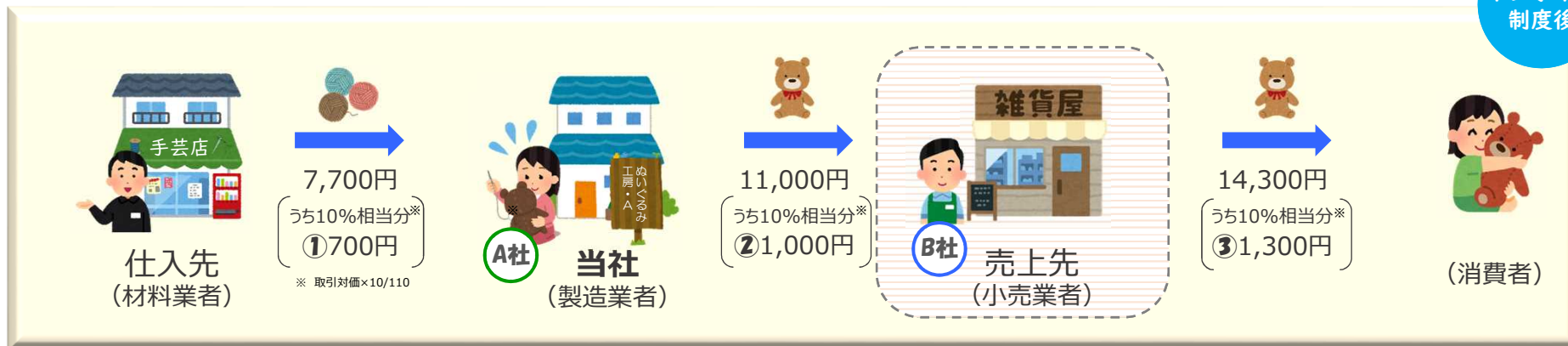
疑問 2

当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・



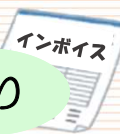
登録をしないと、
売上先（B社）にインボイスを交付できない
そして、売上先（B社）は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

インボイス
制度後



B社 の納付税額

あり



$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 1,000円 仕入税額} = \text{300円 納付税額}$$

これまで
どおり

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合
と比べ、**売上先（買手）の納付税額
が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています（10ページ参照）

なし

$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 0円 仕入税額} = \text{1,300円 納付税額}$$

② 控除不可

登録したら、
申告が必要なんですよ・・・



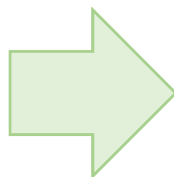
○ 登録して課税事業者となった場合

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ



疑問3

申告って、**どう計算**するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、
インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば…



A社 の納付税額

② 1,000円 売上税額 - ① 700円 仕入税額 = 300円 納付税額

インボイス 控除可

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を適用することができます

簡易課税制度って
どんな制度だろう…



○ 簡易課税制度

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは
保存不要

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\text{売上の消費税額} \text{ ^{マイナス} } \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

ポイント

1

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上の消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は
業種ごとに
決められている

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

○ 簡易課税制度

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

A社さんの
ケース



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第三種	製造業等	70%

ステップ1

$$\begin{array}{rcccl} 1,000\text{円} & \times & 70\% & = & 700\text{円} \\ \text{売上税額} & & \text{みなし仕入率} & & \text{仕入税額} \end{array}$$

ステップ2

$$\begin{array}{rcccl} 1,000\text{円} & - & 700\text{円} & = & 300\text{円} \\ \text{売上税額} & & \text{仕入税額} & & \text{納付税額} \end{array}$$

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を
図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税
額の実額計算やインボイスの保存は不要です

ただし… 簡易課税制度を選択する場合の留意点

- 簡易課税制度の適用には、①消費税簡易課税制度選択届出書を事前に提出すること、②基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です ※①の届出書の提出については、12ページ参照
- 簡易課税制度を選択すると…
 - 簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません
 - 最低でも2年間の継続適用が必要です



疑問 4

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
（経過措置終了後は控除できません）
（インボイスに該当しない請求書等は交付ができます）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**6年間**は、仕入税額の**一定割合を控除**できます（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



○ インボイス発行事業者となる場合（インボイスの作り方）

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ



疑問5

インボイスって
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

① 交付先の相手方
(売上先)の
氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して
合計した対価の額及び
適用税率

請求書		
(株)〇〇 御中		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象 15,000円	消費税1,200円	
10%対象 3,000円	消費税 300円	

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

④ 売手 (当社) の氏名
又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容
(軽減税率の対象品目
である旨)

⑥ **税率ごとに区分
した消費税額**

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであるならばインボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

○ インボイス発行事業者となる場合（手続）

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

▶ 免税事業者の登録申請手続

ポイント

○ 制度が始まる**令和5年10月1日に登録**を受けようとする場合には、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」（登録申請書）を**令和5年3月31日まで**に提出する必要があります（「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は必要ありません）

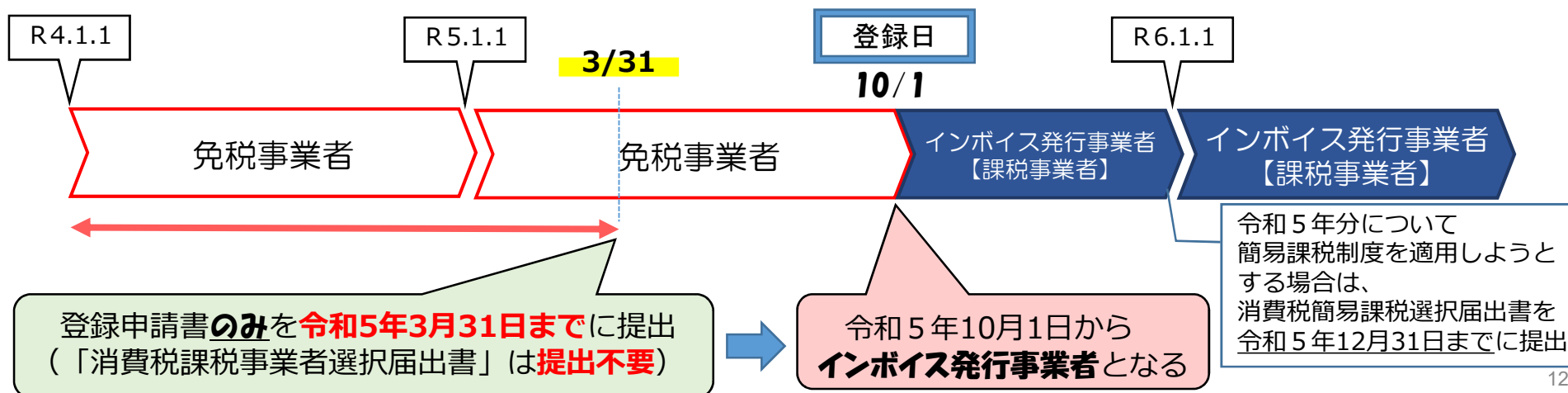
○ 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります

○ この場合、**制度開始当初から簡易課税制度を適用**しようとする場合は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を**令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで**※に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合）



○ インボイス発行事業者となる場合 (e-Tax)





消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	<p style="text-align: center;">問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの)</p> <p>画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>課税事業者用の画面に遷移</p> <p>免税事業者用の画面に遷移</p> </div> </div> <p>申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面 (「はい」、「いいえ」のいずれかを選択)</p> <p>選択結果に応じて画面遷移</p>		<p style="text-align: center;">帳票形式</p> <p>書面と同様に各項目に入力するイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">適格請求書発行事業者の登録申請書</p> <p>令和3年12月1日 (フリガナ) トウキョウトチヨダクスミガセキ3-1-1 住所又は居所 (〒100-8978) (法人の場合) 東京都千代田区霞が関3-1-1 本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号 03-3581-4169) (フリガナ) トウキョウトチヨダクスミガセキ3-1-1 (〒100-8978) 納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03-3581-4169) (フリガナ) カブシキカイシャコクセイショウジ 氏名又は名称 株式会社国税商事</p> </div>
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

○ 本日の説明のまとめ

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

インボイス制度
とは？



P1

令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です



仕入税額控除とは？



P5

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額
(売上税額) (仕入税額) (納付税額)

差し引く計算が
仕入税額控除



仕入税額控除には
インボイスの保存が必要

当社が登録を受け
ない場合は？



P6

売上先において、仕入税額控除ができず納付する消費税額が変わることがあります。

登録を受けるか
どうかの判断は？



P10

売上先の状況（インボイスを必要としているか）や、自身の事業内容（課税事業者となる場合とならない場合のそれぞれの影響など）をふまえ、検討してみましょう
登録は、任意です

登録する場合は？



P11

~ P13

今発行している書類（納品書や請求書、領収書など）を確認し、インボイスとして記載事項を満たす方法を検討しましょう
また、登録申請手続きを進めましょう
(簡易課税制度を選択する場合は、届出が必要です)



P8
P9

○ 補助金のご案内

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

○ IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
インボイス制度への対応も進めたい
複数社で連携し、DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、
インボイス制度 (2023年10月開始) への対応も見据え
企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通常枠		NEW デジタル化基盤導入枠			
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト 5万円 ～ 50万円 以下	PC・ タブレット等 50万円超 ～ 350万円	レジ・ 券売機等 ～10万円 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 (上記(1)以外の経費) ※1 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料(最大 1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費			

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。
(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、
50万円超の金額については2/3。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務
局ポータルサイト



○ 小規模事業者持続化補助金



リーフレット

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」
が使いやすくなりました

地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の
支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50～200万円

補助率：2/3※2

補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス 枠
		資金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※2 (赤字事業 者は3/4)		2/3		
補助 上限	50万円	200万円				100万円
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
それ以外の業種の場合20人以下である事業者



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在
地によって異なるため、
商工会地区HPを
ご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants
(ID取得)

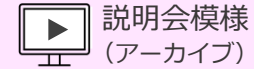
詳細は、それぞれのホームページをご覧ください



○オンライン説明会アーカイブ動画：基礎編

インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】
「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」
(パンフレット)の基本的な部分を中心に説明しています。

説明会の動画を是非ご覧ください！



説明会模様
(アーカイブ)



＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が開始されると何が変わるのかな。

- ▶ 今のうちに準備しておかないといけないことは何かな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

説明会の資料はこちら！



説明会資料



※外部サイトに接続します。

○パンフレット



適格請求書等保存方式の概要
－インボイス制度の理解のために－

- ▶ インボイス制度の全体像について知りたい方
- ▶ インボイス対応の具体例を簡単に確認したい方



消費税のあらまし

- ▶ 消費税の基本について詳しく知りたい方
- ▶ 一般課税・簡易課税について詳しく知りたい方

適格請求書等保存方式（インボイス制度） <パンフレットP7>

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
 <<4月分>> ○年○月○日
 ●● (株) 御中
 登録番号：T123456... (株) △△
 ◎送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

適格請求書等保存方式（インボイス制度） <パンフレットP8>

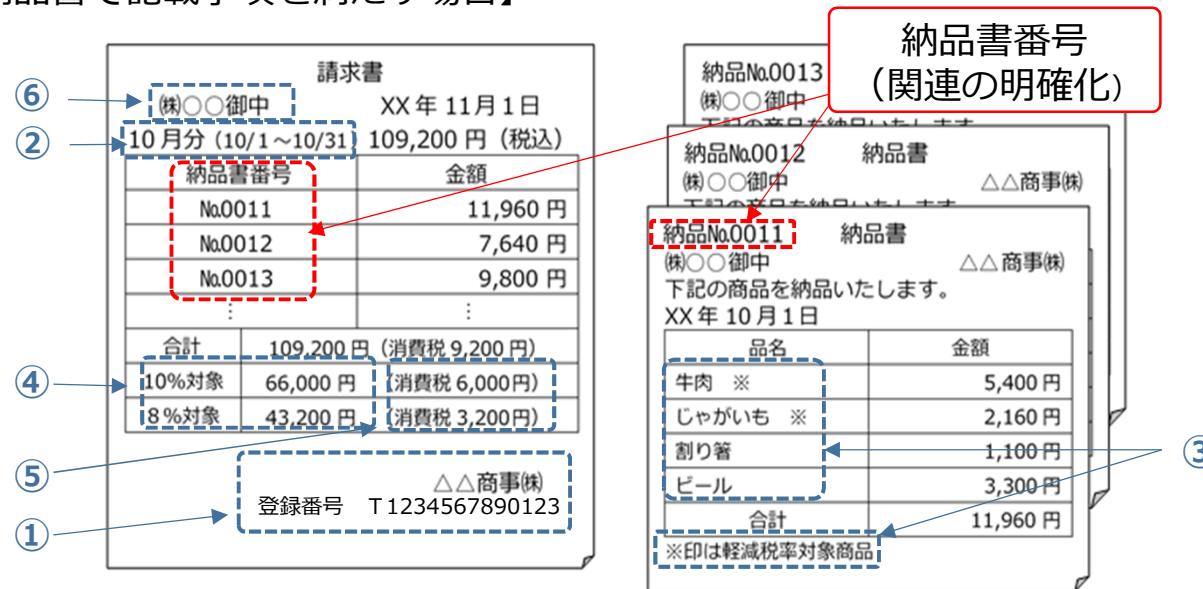
記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書等保存方式（インボイス制度） <パンフレットP9>

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書等保存方式においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込の場合は10/110又は8/110）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。
 ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 → 8%対象：27,060円（税抜き）
 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 → 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
 ⇒ 適格請求書の記載事項として**認められる**。

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合 算

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

○ インボイス制度に関するお問合せ先

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

- インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年4月改訂）](#)」

※ 消費税の一般的な事柄及び手続については、「[消費税のあらまし](#)」等をご覧ください。